

進路便り Road to the Future

No.33

願書の記入について

願書を書く時期が近づいてきました。学活などで願書記入の練習時間も取られると思います。そこで、願書記入の要点を少し挙げておきます。

- ① 出身中学校名は、京都市立大淀中学校 と記入する。 京都府は不要
- ② 住所は、京都市伏見区・・・、八幡市・・・、久世郡久御山町・・・ から始める。
- ③ 「ふりがな」は「ひらがなで」、「フリガナ」は「カタカナ」で書く。
- ④ 令和4年3月31日 卒業見込み と記入する。
- ⑤ 続柄は、「父」や「母」、どのように記入する。
- ⑥ 願書は、生徒自身の手で記入する。(保護者自署のところは、保護者に記入してもらう)
- ⑦ 日付は、1月13日と記入する。(記入予定日です。)
- ⑧ 使用する筆記具は、黒ボールペンです。(消えるボールペンは不可です)

進路希望の決定に向けて

今週末が最後の説明会の学校あり。必要な人は是非参加を！！

定期テスト④の出来はどうでしたか。11月の懇談で概ね自分の進路(受験計画)を決めていると思いますが、12月の懇談では、いよいよ進路希望の決定となります。12月の懇談後には“進路希望決定届”を提出してもらうことになります。担任の先生への相談は、最終時期に入ってきます。

今後の人生においても、自分の将来については、自分自身がしっかりと見つめ・情報を収集し・相談をして・考えて決定していくのです。主体は自分自身なのです。今、この時期に次の懇談を待つ必要はありません。もし決めかねている部分があるのなら、必要に応じて、積極的に、担任の先生に相談してください。

特別事情具申について

公立高校を希望される方で、次の①～③の事項に事情のある場合、期限内に「特別事情具申」の申請をしていただかねばなりません。必要にもかかわらず、申請せずに受検し合格したとしても、その合格は認められませんので、注意をしてください。個々の事情や、受検する高校によって申請の必要・不必要が異なりますので、該当する可能性のある場合は、早めに必ず担任まで申し出てください。

- ① 親権者又は後見人以外の者が保護者になる場合
- ② 転居などにより保護者の住所が入学日までに変わる場合
※保護者の生活の本拠が住民票の記載と異なる場合なども同様です
- ③ 通学区域の高等学校への通学が著しく困難な場合、その他教育上特別な事情がある場合

届出受付期間 前期選抜：令和4年1月5日(水)～11日(火)

中期選抜：令和4年1月5日(水)～17日(月)

申請書が必要な方は担任まで
ご連絡お願いします。

京都府高校生修学支援事業に係わる貸与予約申請について

期日が迫ってきますが、ご検討いただけましたでしょうか。申請をお考えの方は、提出期限に遅れないようにお願いします。最終締切は、12月20日(月)です。ぜひ早めに一度提出をお願いします。

※社会福祉協議会では、入学当初に必要なお金のために、教育支援資金の貸付の制度(つなぎ資金)があります。制度の利用をお考えの場合は、早急に市区町村の社会福祉協議会に、ご相談されることをお勧めします。利用するには上記の京都府の修学支援事業などに予約申請する必要があります。